

防災行政無線更新にかかる整備方針策定支援及び基本設計業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	参加資格について	募集要項	2ページ	参加資格(1)に「港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること」と記載があります。本件業務に類似する他自治体においては、工事の入札参加資格を以て契約する自治体がほとんどかと思われる。 多くの事業者に検討いただくためにも、物品買入れ等競争入札参加だけでなく、工事の入札参加資格も含めていただくことは可能か。	発注者としても多くの事業者に参加いただきたいため、工事の入札参加資格(建設工事競争入札参加資格)も含めた要項に変更しましたので、ご確認ください。合わせて、様式2の参加資格内容①も変更しました。
2	各様式の記入について	募集要項	5ページ	「(6)留意事項」にある『各様式はA4サイズ1枚(両面印刷可)』に、両面印刷可と記載が有るが、表裏の2ページを使用できるとのことでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	設計業務の契約実績について	【別紙1】 仕様書(案)	2ページ	基本設計業務又は実施設計業務の元請けとしての契約実績だが、記載の「デジタル防災行政無線システム(同報系)60MHz無線システム、4値FSKシステム及びIP無線システム(ハイブリットシステム含む)の全てに係る…契約実績」は、1つの自治体との契約実績で3システムの設計を行ったという実績ではなく、これら3システムの内の2システムでの設計業務実績が2自治体においてあり、合わせて3システムそれぞれの設計を行ったという契約実績でも認められるという認識でもよろしいか。	お見込みのとおりです。 自治体の数は問わず、記載のシステムの基本設計業務又は実施設計業務の元請けとしての契約実績があれば問題ありません。
4	ISO9001の認証について	【別紙1】 仕様書(案)	2ページ	ISO9001の認証を受けてないが、政令指定都市をはじめ多くの自治体との元請けでの実績があり、防災行政無線の設計実績では過去5年間では35件の元請けして完了した実績がある。本実績は設計の品質及び成果品の品質及び管理体制に問題が無いことを示しているものと理解しており、この実績をもってISO9001認証の代わりとすることを可能か。	ISO9001の認証を受けていること、又は同等程度の品質保持等に係る取組が担保できることをもって応募可能とします。 なお、発注者との契約締結に当たっては、ISO9001と同程度の品質保持等に係る取組内容について説明していただきます。
5	実験試験局について	【別紙1】 仕様書(案)	2ページ	①「総務省から免許を受けたQPSK方式、及び4値FSK方式の防災行政無線の実験試験局を保有していること」との要件について、グループ会社が保有する免許も含まれるという認識でよろしいか。 ②「実験試験局機器は自社保有とする」との要件について、二重免許による機器も含まれるという認識でよろしいか。	①及び②はお見込みのとおりとします。ただし、業務履行に当たり、適切な進行管理の上、対応してください。 なお、仕様書は、契約締結前に受注者と協議するものとします。
6	一級建築士事務所登録について	【別紙1】 仕様書(案)	2ページ	本業務のうち、一級建築事務所で行えない業務は無いと思われる。万一、必要な作業を有する際は、受注者の負担により外部事業者へ再委託(または協力事業者として活用)することで、本要件を満たすものと認めてもらうことは可能か。 建築関連の専門業務のみに限定した外部専門機関との連携による履行体制の可否について提示をしていただきたい。	ご指摘のとおり、本要件については、実施設計を想定していたものであり、基本設計業務においては不要とします。よって、本項目は削除します。 なお、万一、当該登録又は資格を要する作業が生じた場合には、受注者の責任において、適法な体制(再委託又は協力事業者の活用等)を確保して対応してください。
7	「一級建築士事務所登録」の委託対応について	【別紙1】 仕様書(案)	2ページ	一級建築士対応が必要な業務は指定の業務に十分対応できる港区内の一級建築士事務所へ委託することで、本内容を容認してもらうことは可能か。 また指定の業務対応に関しては建築士のほかに電気主任技術者や第一種電気工事士、土木系の技術士や施工管理技士などの資格保有者が関係法令や指針に基づき電柱や支持物の構造安全性を検討することが望ましく、これらの有資格者への委託についても追加で検討いただきたい。	一級建築士対応については、質問番号5のとおりです。 電柱や支持物の構造安全性の検討についても実施設計を想定しておりますが、電気主任技術者、第一種電気工事士、土木系の技術士及び施工管理技士などの資格保有者への委託については、契約締結後、必要に応じて、発注者と協議するものとします。
8	業務担当者の配置について	【別紙1】 仕様書(案)	2ページ	「なお、管理技術者と照査技術者及び業務責任者の兼務は不可とする。」と記載があるが、この意味は管理技術者が照査技術者と業務責任者の全てをもしくは管理技術者が照査技術者又は業務責任者と兼務できないという規定と認識してよろしいか。	管理技術者、照査技術者、業務責任者は兼務不可であり、それぞれ1名ずつ必要であることを示しています。
9	基本設計業務に従事した者について	【別紙1】 仕様書(案)	3ページ	「過去5年以内に防災行政無線システムの基本設計業務に従事した実績がある者。」と記載されているが、最近では基本設計業務内容を実施設計業務に含ませた単一年度での設計業務の発注が多く、基本設計業務に従事した者のみではなく、実施設計業務に従事した実績がある者でも認められるか。	基本設計が含まれる業務に従事したのであれば、認めます。
10	第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)について	【別紙2】 選考基準	1ページ	様式7~10の企画提案書に限定した内容で、補足資料(15ページ)のみでのプレゼンテーションをするという理解でよろしいか。 様式4~6・11は、必要ないという認識でよろしいか。	プレゼンテーションは、第一次審査時に提出された企画提案書(様式7~10・補足資料含む)を基に実施していただきます。様式4~6・11は用いませんが、第一次審査を踏まえ、別途追加の案内を行う場合があります。 なお、ヒアリングについては、第一次審査時に提出いただいた全ての書類を対象とします。
11	共同事業体を構成する事業者の参加資格について	【別紙2】 選考基準	3ページ	「共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。」との記載について、グループ会社(受注者の資格要件を満たしていないグループ会社)を共同事業体の構成員として参加させることは可能か。	選考基準に記載のとおり、参加資格に該当していない事業者を共同事業体の構成員として参加させることは不可です。なお、参加資格とは募集要項P1「3参加資格」に示しますが、3(7)については、共同事業体として満たしていれば可とします。

防災行政無線更新にかかる整備方針策定支援及び基本設計業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
12	電波状況の確認について	(様式7) 企画提案書①	—	企画提案書①に「1 システムの比較検討の妥当性」としての現在の電波状況と将来的に変動する電波状況を考慮するとあります。 提案を行うには机上電波シミュレーションが必須と考え、そのためには、親局の電波出力、高さ、アンテナ種類、各子局の緯度経度、高さ、アンテナ種類が必要となる。より最適な提案を行うにあたり、現状の正確な電波シミュレーションを知りたく思うため、情報の提供をいただけるか。	ご要望のありました情報について、次のとおり回答します。 【親局】 ・電波出力：1W ・アンテナ高：56m ・アンテナ種類：カージオイド型 【各子局】 ・緯度経度：次のサイトをご確認ください。 ( <a href="https://opendata.city.minato.tokyo.jp/dataset/bousaigyouseimusen">https://opendata.city.minato.tokyo.jp/dataset/bousaigyouseimusen</a> ) ・アンテナ高：(自立柱)11m ・アンテナ種類：3素子八木型
13	新たなシステムについて	(様式8) 企画提案書②	—	「現在運用の災害時情報伝達手段」とは、参考資料にある「地域災害情報配信システム」との連携を差していると思われる。また、このシステムはNTTデータ様のEYE-Bousaiを中核とした「一斉情報配信システム」と認識している。 将来性を考慮すると自営通信システムの他、IP通信システムとの連携が想定される。より最適な提案を行うにあたり、一斉情報配信システムとの連携にあたってのインターフェース等の情報を提供いただけるか。 また、現状に沿った提案を行うため、各提案者の公平性を期するため、昨年度実施された基本計画について提示をいただけるか。	災害時情報伝達手段とは、地域災害情報システムなど参考資料に記載している情報発信媒体の総称とお考えください。 また、地域災害情報システムはEYE-Bousaiを中核としたシステムを港区仕様にした構成となっております。インターフェース等の情報につきましては、受注後に提示しますが、外部連携については柔軟な対応が可能であり、汎用性の高いシステムとなっております。 昨年度、港区での基本計画の策定は行っていません。基本計画となる整備方針の策定を本業務内で実施予定です。
14	見積書について	(様式11) 見積書	—	各項目ごとに、税込金額を記入するだけでよろしいか。合計金額は必要ないか。	見積書上表に本業務委託にかかる合計金額(税抜合計・消費税等・税込合計額)を記入してください。見積書下表には、その内訳を項目ごとに税抜で記入してください。